

豊橋市職員採用候補者試験要綱

秋季募集

募集職種	事務職(身体障害者対象) 獣医師(再募集) 学芸員(文化財保護行政、主に埋蔵文化財担当) 学芸員(自然史博物館における貝類担当)
------	---

- ・今回実施する「事務職(身体障害者対象)」の採用試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、身体障害者を対象に実施するものです。
- ・春季に引き続き再度「獣医師」を募集します。(年齢要件の上限を上げました。)
- ・文化財保護行政、主に埋蔵文化財を担当する「学芸員」と、自然史博物館における貝類を担当する「学芸員」を募集します。

職種	申込方法	申込期間等
全職種 事務職(身体障害者対象)は 持参のみになります。	持参	10月18日(木)まで(土日祝を除く) 8:30-17:15 豊橋市役所 人事課 (東館5階)
獣医師 学芸員	郵送	10月18日(木)必着

豊橋市役所 総務部 人事課

telephone 0532-51-2040 facsimile 0532-56-5120 E-mail jinji@city.toyohashi.lg.jp

URL <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/jinji/index.html>

1 採用予定職種、採用予定人員及び申込要件等

職種	採用予定人員	申込要件 (職種ごとの要件を全て満たすこと)	
		年齢	その他
事務職 (身体障害者対象)	若干名	昭和 52 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた方	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・活字印刷文による筆記試験及び口頭試問等の試験に対応可能な方 ・自力で通勤でき、介護者無しで職務遂行が可能な方
獣医師 (再募集)	若干名	昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた方	・獣医師免許を有する方、または、平成 20 年 3 月 31 日までに獣医師免許申請可能な方
学芸員 (文化財保護行政主に埋蔵文化財担当) 注 6	1 名	昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた方	・学芸員資格を有する方、または、平成 20 年 3 月 31 日までに学芸員資格を取得見込みの方 ・埋蔵文化財発掘調査の実務経験を有する方
学芸員 (自然史博物館における貝類担当) 注 7	1 名	昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた方	・学芸員資格を有する方、または、平成 20 年 3 月 31 日までに学芸員資格を取得見込みの方 ・軟体動物学を専攻した方で、貝類分類学に関する論文のある方

[注] 1 学歴及び国籍は問いません。

- 2 獣医師及び学芸員についても、身体障害者の方を含みます。ただし、活字印刷文による筆記試験及び口頭試問等に対応できる方で、介護者なしで職務遂行が可能な方とします。
- 3 採用予定人員は、今後変わることがあります。
- 4 二つ以上の職種は併願できません。
- 5 同時期に募集している「豊橋市職員採用候補者試験 民間企業等職務経験者対象」とは併願できません。
- 6 以下、本要綱及び申込書、受験票などでは「学芸員(文化財)」と表記します。
- 7 以下、本要綱及び申込書、受験票などでは「学芸員(貝類)」と表記します。
- 8 学芸員(貝類)の「申込要件」の「その他」に示す論文について、4 受験手続 申込時の提出書類を参照。

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません

以下はその内容です。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

日本国籍を有しない方について

採用日において、法令により永住が認められていない方は、採用されません。

市民の権利・自由を制限したり、義務・負担を課したりする職務及び本市の行政活動において企画、立案及び決定等に関与する職務には就くことができません。

2 給与

豊橋市職員の給与に関する条例に基づき、給料のほか、期末・勤勉手当など各種手当が支給されます。なお、初任給は採用時における修学期間等に基づき決定されます。

初任給	一般行政職			H19.4.1 現在
大学院修了	大学卒	短大卒	高校卒	
189,600 円	176,800 円	162,000 円	148,000 円	

この他に、各種手当が支給されます。今後、社会情勢等により変更されることがあります。獣医師及び学芸員については、職歴により加算されることがあります。

3 試験日、試験内容など

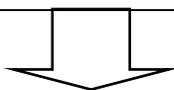
第一次試験と第二次試験を予定していますが、受験者数が多い場合は第三次試験を実施することがあります。その場合は、第一次試験の面接を第二次試験で、第二次試験の面接を第三次試験で実施する予定です。

第一次試験

試験日	11月4日(日)	
試験会場	豊橋市役所会議室(予定)	
試験内容	事務職(身体障害者対象)	教養試験 適性検査 小論文 面接等
	獣医師	適性検査 小論文 個人面接
	学芸員(文化財)	教養試験 適性検査 専門試験 実技試験(遺物実測) 面接等
	学芸員(貝類)	教養試験 適性検査 書類選考 面接等

・実技試験について、遺物実測に必要な実測道具は各自が持参してください。

・書類選考について、「4 受験手続」参照。申し込み時に論文等を提出してください。



第二次試験

試験日	11月24日(土)または25日(日)	
試験会場	豊橋市役所会議室(予定)	
試験内容	事務職(身体障害者対象)	面接等
	獣医師	
	学芸員(文化財)	
	学芸員(貝類)	

・第二次試験の試験日は受験者数により調整します。

・一次試験合格者には二次試験の受験時に健康診断書を提出していただきます。

「面接等」については、受験者数により内容を変更いたします。



4 受験手続

受験申込み	持参	事務職 (身体障害者対象)	誠に恐れ入りますが、事務職(身体障害者対象)へお申込の方は、試験当日の準備等のため、持参のみの受付とさせていただきます。お申込されるご本人が直接必要書類等を人事課へお持ちください。その際に、アンケートにご記入いただきながら、直接お話をうかがいます。
		全職種	提出書類に必要事項を記入のうえ、 豊橋市役所東館5階人事課 にて申し込んでください。受付期間は、 土日祝を除く平成 19 年 10 月 18 日(木)まで、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで です。
	郵送	獣医師 学芸員	提出書類に必要事項を記入のうえ、「採用試験受験申込み」と朱書きした封筒で、豊橋市役所総務部人事課宛に郵送してください。 平成 19 年 10 月 18 日(木)必着 。なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で郵送されることをお勧めします。また、郵便の事情で遅れることもありますので、日程に余裕を持って発送してください。
申込時の提出書類	全員		・「豊橋市職員採用候補者試験申込書 秋季募集」 ・写真(最近 6 ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向き(横 3cm × 縦 4cm)のものを申込書に貼付) ・受験票 ・受験票返信用の定型封筒(長形 3 号) 1 通。(80 円切手を貼付。受験票の送付に使用しますので送付を希望する宛先を明記してください。)
	事務職(身体障害者対象)へ申し込む方		申込時に身体障害者手帳をお持ちください。持参によりお申しいただく際に、こちらで必要な箇所の写しをとらせていただきます。
	獣医師免許または学芸員資格を有する方		・獣医師免許または学芸員資格を確認できるものの写し
	学芸員(文化財)へ申し込む方		・「発掘調査歴一覧表」「報告書・論文等執筆歴一覧表」(様式指定)
	学芸員(貝類)へ申し込む方		・学术论文、学会発表、調査報告書等の業績リスト及び学术论文等の別刷又はコピーしたもの
	日本国籍を有しない方		・登録原票記載事項証明書
	受験票の交付		受験票を郵便で返送します。なお、10 月 25 日(木)までに到着しない場合は、10 月 26 日(金)に豊橋市役所総務部人事課まで必ず問い合わせてください。 試験当日は受験票を必ず持参してください
	申込書の交付		(1)募集要綱及び申込書は、豊橋市役所総務部人事課(東館 5 階)及び豊橋市役所庁舎内各案内所、じょうほうひろば、市内各窓口センター、市民センター(松葉町二丁目)で交付します。 (2)郵送で請求する場合は、封筒に「採用試験申込書 秋季募集 請求」と朱書きしたうえで 120 円切手を貼付した宛先明記の返信用封筒(定型の場合は 90 円切手)を必ず入れて、豊橋市役所総務部人事課まで送付してください。 (3)市役所ホームページにて、要綱及び申込書等必要書類がダウンロードできますので、A4 用紙に印刷してご利用ください。

5 その他

- (1)申込受付後は、申込書、写真及び採用試験途中に提出された書類等一切の書類はお返しいたしません。
- (2)関係書類が整っていない場合及び受付期限後は受け付けません。
- (3)採用は、原則として平成 20 年 4 月 1 日を予定しています。
- (4)問い合わせ先 豊橋市役所総務部人事課 〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 直通電話[0532]51-2040